

第3章 計画の内容 6つの推進プランと主な事業

Ⅰ 計画の体系と推進プラン

推進プラン1

相談事業の充実

- (1) 教育相談の一層の充実
- (2) 就学相談及び利用判定委員会・就学相談委員会の充実

推進プラン2

特別支援教育の校内
支援体制の充実

- (1) 校内委員会の充実
- (2) 特別支援教育巡回相談による学校等支援の充実
- (3) 学級運営補助員等の配置と活用

推進プラン3

交流及び共同学習の推進

- (1) 意義やねらい等についての理解促進
- (2) 取組の充実
- (3) 多様な学びの場を生かした特別支援教育の充実

推進プラン4

支援が必要な **児童生徒等**
への指導の充実

- (1) 全教職員の特別支援教育の視点を踏まえた指導改善
- (2) 特別支援教育コーディネーターの資質の向上
- (3) 特別支援教室の巡回指導教職員特別支援教室専門員
の専門性の向上
- (4) 特別支援学級教職員の専門性の向上

推進プラン5

多様な教育環境の整備

- (1) 共通する取組
- (2) 特別支援教室の充実
- (3) 特別支援学級(知的障害)の充実
- (4) 特別支援学級(自閉症・情緒障害)の充実
- (5) 通級指導学級(難聴学級・言語障害学級)の充実
- (6) 医療的ケア児への支援の充実

推進プラン6

地域や関係機関と連携
した切れ目のない支援
の推進

- (1) 幼児教育センターの設置
- (2) 千川中学校新校舎での連携
- (3) 相談・支援機関等との連携
- (4) 保護者や地域に対する理解啓発
- (5) 学校卒業後の支援

2 推進プランの内容

推進プラン1 相談事業の充実

特別な支援を必要とする児童生徒等が、能力や可能性を最大限伸ばし、自立し社会参加するために個に応じた力を培うことが求められています。

こうした状況を踏まえ、特別な支援を要する児童生徒等の発達段階や特性、教育的ニーズを把握し、教職員の専門性の向上を図るとともに、多様な教育的ニーズに応じた相談事業等を実施します。

―事業内容―

(1) 教育相談の一層の充実

教育センターにおいて、幼児期から高校卒業年代までの一人ひとりの自立を支える機関として、臨床心理士・公認心理師による来所相談や電話相談を実施し、相談内容によって学校や関係諸機関との連携を図ります。

区立幼稚園は、教育センターや関係部局、児童発達支援センター等と連携をして幼児や保護者の支援を行います。

令和7～9年度の取組目標
①学校（園）における相談体制を充実させるため、学校（園）と教育センター、指導課等とのより緊密な連携
②相談実施方法に関する保護者の多様なニーズに対応できるよう、相談方法や手段についての検討及び体制の構築
③教育センターより、幼稚園・小学校との連携、幼稚園から小学校へのソフトランディングを図るための区立幼稚園 SC 派遣の実施
④区立幼稚園は、教育センターや関係部局、児童発達支援センター等との連携支援の実施
⑤広報としま・区ホームページ等による、保護者への教育相談についての周知徹底

(2) 就学相談及び利用判定委員会・就学相談委員会の充実

障害のある幼児・児童の就学先については、教育センター就学相談への申し込みを経て、教育・保育・福祉・医療関係者による就学相談委員会で協議し、提案を保護者に伝達しています。

小学校の就学・転学に向けて、学校が児童生徒等の発達の課題を保護者と情報共有できるように、「就学支援シート」の効果的な活用を図り、就学前から小学校入学、学齢期へのスムーズな移行ができるようにサポートを行います。

令和7～9年度の取組目標
①就学相談に関するパンフレットの発行、配布による理解啓発
②関係機関等と連携した保護者への早期の就学相談に関する情報提供の実現
③専門家による見立てを基本とした就学相談委員会の運営の効率化
④教育センターより、就学相談の結果を保護者に伝える際に、必ず就学後も教育の場を必要に応じて変えられることを周知徹底
⑤就学相談の情報を一元管理し、個々のケース情報を確実に小・中学校に引き継ぐための円滑な情報提供の実施
⑥就学支援シート（※3）の活用状況を把握したうえで、形式等の見直しの検討・実施
⑦学校による就学支援シートを活用した保護者と児童生徒等の情報共有の実施

推進プラン2

特別支援教育の校内支援体制の充実

すべての学校（園）に特別な教育的支援を必要とする児童生徒等が在籍しています。また、障害者差別解消法の施行（平成28年4月）や発達障害者支援法の改正（平成28年）等に加え、学習指導要領の改訂の公示（平成29年）等、特別支援教育を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした状況を踏まえ、すべての教職員が児童生徒等一人ひとりの特性や課題を理解し、個に応じた適切な指導・支援ができるよう、学校（園）が、校長・園長のリーダーシップのもとに、特別支援教育コーディネーターを中心とした学校内の支援体制（以下、「校内支援体制」という。）の充実を図ります。

—事業内容—

(1) 校内委員会(※8)の充実

特別支援教室の利用も含め、校内で支援の必要な児童生徒等の指導・支援の検討・実施等、PDCAサイクルを軸に機能的に校内委員会を進めていく必要があります。

教育センターの特別支援教育巡回相談<チームステップ(※9)等>の助言により、特別支援教育コーディネーター(※7)を中心とする校内委員会の一層の充実を図り、個々の指導・支援の展開に組織的に取り組みます。

令和7～9年度の取組目標

- ①就学相談や巡回相談等のケース情報を活用した、小・中学校内委員会の実施
- ②校内委員会の計画的開催と困り感に寄り添った組織的対応の実現
- ③一人ひとりの教育的ニーズに対応するためのきめ細かな指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ学校生活支援シート・個別指導計画に基づいた指導・支援の徹底
- ④学校（園）と保護者、関係機関等との連携強化

(2) 特別支援教育巡回相談<チームステップ等>による学校等支援の充実

幼稚園及び小・中学校等を定期訪問または要請に基づいて随時訪問し、適切な助言をします。また、専門的な見地から助言が必要な場合、医療・福祉・学識経験者の専門家チームによる訪問支援を行います。

令和7～9年度の取組目標

- ①チームステップ等の事業に関するリーフレットの発行、学校への配布による理解啓発
- ②専門家チーム巡回相談の充実
- ③校内研修会等への教育相談員の講師派遣

(3) 学級運営補助員等の配置と活用

小・中学校の通常の学級や特別支援学級における特別な支援を必要とする児童生徒に対して、学校生活支援シート・個別指導計画に基づき、学級運営補助員を配置し、学習面や行動面での支援を図ります。このほか、特別支援学級と特別な配慮を必要とする児童生徒に特別支援教育指導員を配置し、生活習慣の指導等の支援を図ります。

令和7～9年度の取組目標

- ①一人ひとりの児童生徒の困り感等を踏まえた適正な補助員等配置の実現
- ②学級担任等と補助員等との緊密な連携によるきめ細やかな児童生徒支援の実現

推進プラン3 交流及び共同学習の推進

豊島区はインクルーシブな教育を推進し、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指しています。また、小学校・中学校・特別支援学校等の学習指導要領等においては、交流及び共同学習（※10）の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすることとされています。

障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、すべての児童生徒等にとって、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となる等、大きな意義を有するものです。そして、交流及び共同学習には、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進する必要があります。

体験活動の充実やタブレットパソコンの活用等を通して、交流及び共同学習を推進することによって、すべての児童生徒等が幅広い体験をし、視野を広げることで、豊かな人間形成に資するとともに、学校全体の教育活動の活性化を図ります。

―事業内容―

(1) 意義やねらい等についての理解促進

区内すべての学校で交流及び共同学習を実施するにあたり、意義やねらい等について共通理解を図ります。

令和7～9年度の取組目標
①児童生徒等への障害理解教育の推進及び人権尊重教育の徹底 ②教職員研修や保護者相談事業等における「交流及び共同学習」の意義やねらい等についての理解促進 ③「学校におけるインクルージョンに関する実践的研究事業」における実践報告リーフレット等の好事例を活用した教科等の指導における交流及び共同学習の拡充 ④副籍制度（※11）による交流、直接・間接交流の充実 ⑤交流及び共同学習に関するホームページや学校便り等での情報発信による区民への理解促進

(2) 取組の充実

校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に取組を充実させられるようにします。

令和7～9年度の取組目標
①学校におけるインクルーシブな教育の取組推進に向けた教育委員会による積極的な指導・助言 ②教育課程への交流及び共同学習推進の位置付け、各教科等や宿泊学習等の体験活動による交流及び共同学習の充実 ③交流及び共同学習の充実に向けた校内研修等の実施 ④特別支援学級の教職員が作成する「学校生活支援シート」や「個別指導計画」等の書式を電子化し、共有ファイルにて、指導のねらいや手だて、実態の情報共有を推進 ⑤学級活動や児童会・生徒会活動等における自主的な障害理解への取組の充実 ⑥タブレットパソコンを活用した交流及び共同学習における指導・支援方法の工夫・改善 ⑦実施した交流及び共同学習の成果を踏まえた学校経営、学級経営の充実



タブレットパソコンで黒板を撮影して、手元で見られるように支援する。

(3) 多様な学びの場を生かした特別支援教育の充実



◎教科等の学習における交流及び共同学習

実践事例1 第3学年 理科「音をつたえよう」

太鼓、トライアングル、シンバル等の楽器は、音が出るときに震えているかどうか、予想を立て、グループごとに実際に音を出して確認しました。ワークシートを数種類用意し、書くことが苦手な児童も参加しやすくなりました。自分たちでどのワークシートを使うかを事前を選択することで、何をやるのかが明確になり、主体的に学習を進めることができました。



実践事例2 第6学年 理科「てこのしくみとはたらき」

支点・力点・作用点を抽象的な図に置き換え、分かりやすく図に示すことで、てこの仕組みについて理解を深めやすくなりました。実験及び観察が主となる活動であるため、互いに事象を確認し合ったり、観察して気付いたことを共有し合ったりすることができました。



◎行事等における交流及び共同学習

校外学習・宿泊移動教室等

校外学習・宿泊移動教室等での体験活動は、児童生徒同士の触れ合いの機会が多いことから、「交流及び共同学習」で学んだことを生かす貴重な機会となります。障害の有無にかかわらず、児童生徒が様々な体験活動を通して視野を広げ、豊かな人間性を育むことが期待できます。

特に、特別支援学級に在籍する児童生徒が通常の学級の校外学習・宿泊移動教室等に参加することを推進してまいります。事前学習から共に学び合う時間を十分に確保することで、児童生徒に活動の見通しをもたせたり、意義やねらいを理解させたりして体験活動の更なる充実を図ります。

「まとめ展」

区立小・中学校の特別支援学級(知的障害)に在籍する児童生徒の1年間の学習の成果を発表して、児童生徒が相互に学び合い、成長を確かめ合う場となります。

劇や合奏等の舞台発表は、近接する小・中学校がそれぞれの中学校区ごとに開催しています。中学校区ごとに同じ会場に集まって開催することで、小・中学生が互いに学び合えるようになります。

製作した作品の展示発表は、各学校で開催しています。十分な展示スペースを確保して、通常の学級の児童生徒と作品を鑑賞し合うことを通して、互いの成長を確かめ合う場となります。

推進プラン4

支援が必要な児童生徒等への指導の充実

インクルーシブな教育を推進するためには、すべての学校（園）に在籍する多様な児童生徒等に特別支援教育の視点による適切な指導・支援を行うことが重要です。また、特別支援教育の視点で行う学校及び学級経営は、誰もが分かりやすい授業、過ごしやすい学校づくりにつながります。

さらに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、特別支援学級・特別支援教室担当教職員の専門性の向上が必要です。

このため、特別支援教育の理念や障害特性等の理解を深め、個々の教育的ニーズに対応した指導方法に関する研修を実施するとともに、都立特別支援学校が担う特別支援教育センター的機能等を活用し、すべての教職員の専門性の向上を図ります。

―事業内容―

(1) 全教職員の特別支援教育の視点を踏まえた授業改善

特別支援教育の視点を踏まえ、授業改善を図るための研修を充実させます。合理的配慮（※12）やユニバーサルデザインの視点による授業の工夫を図り、教職員の授業改善を図ります。就学相談を受けた児童生徒等については、障害の有無にかかわらず、学校生活支援シート及び個別指導計画を作成し、一人ひとりに合わせた支援を行うことで、誰もが分かりやすい授業を目指します。

令和7～9年度の取組目標
①学校生活支援シート及び個別指導計画を活用した指導の拡充
②通常の学級における授業のユニバーサルデザイン（UD）化の推進
③職層研修における特別支援教育研修の拡充
④特別支援学級の教職員及び通常の学級の教職員を対象とした教職員研修の充実
⑤都立特別支援学校が担う特別支援教育センター的機能等を活用し、通常の学級と特別支援学級の教職員の相互授業参観等による学校における指導方法の改善

(2) 特別支援教育コーディネーターの資質の向上

校内支援体制充実の要である特別支援教育コーディネーターの資質向上のための研修を行います。

令和7～9年度の取組目標
①都立特別支援学校等と連携した研修の実施及び情報交換の場の設定
②各校（園）特別支援教育コーディネーター、特別支援教室専門員間の情報交換の場の設定

(3) 特別支援教室の巡回指導教職員・特別支援教室専門員の専門性の向上

全教職員対象の障害理解等研修及び巡回指導教職員等対象の専門的な研修等を実施します。

令和7～9年度の取組目標
①特別支援教室の指導方法等について、「特別支援教育ガイドライン」を作成・配布
②都立特別支援学校等と連携した研修の実施及び情報交換の場の設定
③学校の教育目標に基づいた、特別支援教室における授業改善推進プランの作成及び実践

(4) 特別支援学級教職員の専門性の向上

専門研修の対象及び内容等の改善を図る等、引き続き特別支援学級教職員の専門性向上に取り組みます。

令和7～9年度の取組目標
①特別支援学級の指導方法等について、「特別支援教育ガイドライン」を作成・配布
②都立特別支援学校と連携した研修の実施及び情報交換の場の設定
③学校の教育目標に基づいた、特別支援学級における授業改善推進プランの作成及び実践

◎授業のユニバーサルデザイン(UD)化

「ユニバーサルデザイン」とは、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方です。学校では、障害のある児童生徒等を含む、すべての児童生徒等が分かりやすく、参加できる授業を推進します。この考え方は合理的配慮にもつながります。

保幼小連携に向けた取組



○小学校の学習や生活に滑らかに接続できるように、豊島区では冊子「アプローチ・スタートカリキュラム」(平成31年3月)を作成しました。

※下の事例は、冊子「アプローチ・スタートカリキュラム」にて紹介された事例です。

ユニバーサルデザイン

①文字・数字とともに、マーク・絵・色等で区別や認識ができるようにする例

名前と自分のマークで自分の持ち物を認識できます。

予定を文字と絵で示し、イメージをもたせることができます。

次の行動を、文字と絵で示したカードは、個別の支援で活用できます。

数字・文字だけでなく学級の色を決めています。

②イラストやテープで位置、場所を注意喚起する例

安全のための指示を絵や矢印で示し注意喚起することができます。
例：待つ場所、右側通行、歩幅

③刺激の少ない教室環境の例

黒板周辺(集中させたい場所)に余計な掲示物等を減らし、刺激が入らないようにします。

16

分かりやすい授業づくり

○個に応じた学びの場の設定等による特別な指導
目標の明確化を行い、学校生活支援シート及び個別指導計画を活用して一人ひとりの児童生徒等に合わせた個に応じた指導を実施します。

○情報及び教材の配慮

図やイラスト等を活用した、視覚的で分かりやすい指導を行います。

○学習機会や体験をする時間の確保

主体的な学びとなるよう、自分事として考えられる授業やすべての児童生徒が様々な方法で参加できる授業をします。



安心できる学校・学級づくり

○教室環境の整備

学校で過ごしやすいように、教室の机や椅子の配置等の教室環境を工夫します。

○心理面、健康面の配慮

安心できるような机の配置や、担任または支援員・指導員等による支援を行います。

○情報、コミュニケーションの配慮

すべての児童生徒がめあてを達成するための手だてを工夫します。



推進プラン5

多様な教育環境の整備

特別支援学級の円滑な運営を図るとともに、全小・中学校に特別支援教室が設置された状況を踏まえ、特別支援教育の推進に向けて多様な教育環境を整備します。また、様々な支援を必要とする児童生徒等に適切に対応するとともに、学びの可能性を広げる観点から、タブレットパソコンを活用した教育を推進します。

―事業内容―

(1) 共通した取組

多様な教育環境において共通した取組を行い、対象児童生徒等への更なる指導・支援の充実を図ります。

令和7～9年度の取組目標
①管理職による日常的指導及び指導主事による学校(園)訪問時での指導・助言の充実
②交流及び共同学習の推進に向けた研修の実施
③タブレットパソコン(デジタル教材・学習者用デジタル教科書等)を活用した指導・支援方法の工夫・改善
④小・中学校特別支援学級在籍児童生徒数の推移を中長期的に分析して増級等を検討

(2) 特別支援教室の充実

令和7～9年度の取組目標
①小・中学校の連携による学校生活支援シート・個別指導計画等の円滑な引継ぎ及び情報共有の徹底

(3) 特別支援学級(知的障害)の充実

令和7～9年度の取組目標
①特別支援学校から学んだ専門的な知識、個の対応、具体的な実践等について、実践的な授業研究を通じた相互交流の充実

(4) 特別支援学級(自閉症・情緒障害)の充実

令和7～9年度の取組目標
①都立特別支援学校が担う特別支援教育センター的機能等を活用し、特別支援学校から専門的な知識や個の対応、具体的な実践等を学ぶための相互交流の実施

(5) 通級指導学級(難聴学級・言語障害学級)の充実

通級指導学級(難聴学級・言語障害学級)の充実のため、教育環境を整備します。

令和7～9年度の取組目標
①通級指導学級「ことばの教室」「きこえの教室」の指導方法の工夫・改善
②大学教授等による指導方法に関する教職員研修や専門家による診断等の拡充
③指導用教具の整備充実を推進

(6) 医療的ケア児への支援の充実

医療的ケアの実施体制の整備を着実に進め、医療的ケア児に対する支援を充実していきます。

令和7～9年度の取組目標
①医療的ケアの必要な児童生徒等への環境や適切な支援方法の整備
②学校が教育センター等と連携し、医療的ケアに係る個別課題についてのきめ細やかな検討の実施
③医療的ケア児等支援協議会による、関係各課と連携した支援の充実

推進プラン6 地域や関係機関と連携した切れ目のない支援の推進

特別な教育的支援を必要とする児童生徒等が、その能力と可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができる力を身に付けていくためには、学校だけでなく、社会全体の様々な場で学ぶことが大切です。

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合う社会である共生社会の実現のためには、学校・地域・社会が一体となって支援することが必要です。児童生徒等が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるようにすることを目指します。

多様な交流の機会の設定や、保護者や地域、関連機関と連携した支援体制の整備を通して、就学前から社会参加までの切れ目のない支援を一層推進します。

(1) 幼児教育センターの設置(指導課)

就 学 前

令和7年度以降、多様な課題に対応する幼児教育の質の向上を目指すため、幼児教育センターの設置を計画しています。幼児教育アドバイザーを各幼児教育施設に派遣し、幼児教育の質の向上を図るとともに、今後増加が見込まれる、特別な支援が必要な幼児や外国籍の幼児にもより質の高い教育を提供します。

令和7～9年度の取組目標
①幼児教育アドバイザーの派遣 ②保幼小連絡会の開催 ③公立・私立幼稚園教諭・保育士、小学校の教員合同によるアプローチ・スタートカリキュラム研修の実施 ④子ども家庭支援センター、児童相談所、教育センター等の子育て支援機関との連絡調整

(2) 千川中学校新校舎での連携(教育センター、子ども家庭支援センター)

就 学 前 ～ 成 人 後

子ども家庭支援センター、児童発達支援センター及び教育センター機能の一部を千川中学校新校舎に移設する予定です。機能が連携することで、幼児期から小学校への引継ぎを円滑に行い、就学前から18歳までの切れ目のない支援を行えるようになります。

令和7～9年度の取組目標
①乳幼児期の児童発達支援から就学相談への円滑な移行方法や移行時期の検討 ②保護者の承諾を得たうえでの児童発達支援センターと教育センターの情報共有 ③児童発達支援センターと教育センターの円滑な連携に向けた合同会議の設置 ※情報の取り扱いについては、保護者の承諾を得ることを遵守

(3) 相談・支援機関等との連携(教育部、保健福祉部、健康部、子ども家庭部)

就 学 前 ～ 成 人 後

(園)と相談・支援機関等との連携を強化します。また、学齢期以降の相談・支援機関等へも継続していけるよう、十分な連携を図ります。

令和7～9年度の取組目標
①豊島区保健福祉部と健康部及び子ども家庭部と教育部との相談・支援情報の共有、学校(園)への引継ぎを図るための連携強化 ②学校(園)と民生・主任児童委員や豊島区民社会福祉協議会(地域NPO等)との連携及び情報共有の強化 ③学校(園)と放課後等デイサービス事業所や医療機関等との連携の強化

(4) 保護者や地域に対する理解啓発(教育部、保健福祉部)

就 学 前 ～ 成 人 後

リーフレット等の配布やPTA等と協働した研修・講座の開催等を通して、障害特性や特別支援教室の設置等特別支援教育に関する理解啓発に努めます。

令和7～9年度の取組目標
①保護者、地域等への啓発用リーフレット等の配布 ②保護者対象の研修会・講演会の実施等の理解啓発活動の充実 ③次年度小学校入学予定の幼児の保護者を対象とした就学相談説明会における個別相談の拡充 ④豊島区保健福祉部と教育部が連携した特別支援教育啓発のための取組の実施

(5) 学校卒業後の支援(教育センター、障害福祉課、障害福祉サービス担当課長)

成 人 後

教育センターが本人の生活状況に応じて、福祉的就労や障害福祉サービスの利用等の関係機関とも連携し、社会生活を支えていきます。卒業後の進路においては、個々の障害の状況や本人や家族の希望に応じて、適切な医療・福祉・相談機関等への引継ぎを行い、自立に向けた支援を行います。

令和7～9年度の取組目標
①個々の進路に応じて、アシスとしま等の関係機関との情報提供や同行支援を実施 ②豊島区障害者就労支援センター(※15)等との連携を強化 ③区民ひろば(※13)やNPOのイベント等の地域での取組を紹介

第4章 計画の推進に向けて

1 「概要版」及び「分かりやすい版」の活用

本計画を推進するに当たっては、区立学校の教職員はもとより、保護者や学校関係者、地域の方々等に対して計画内容等の周知・共有を図るとともに、理解・協力を得ることが重要です。教職員へ向けた研修または連絡会にて、計画内容等を周知いたします。また、本計画の「概要版」及び「分かりやすい版」を活用して、児童生徒等、保護者や関係機関、地域の方々等に対して計画内容等の周知・共有を図ります。

2 児童生徒等の意見の反映

本計画の策定に当たり、児童生徒へのアンケートを実施いたしました。（27ページ参照）

本アンケートの結果を踏まえ、学校での取組の重点を明確にしたうえで、特別支援教育の推進を図ってまいります。回答の結果から、児童生徒等が実態に合わせた指導及び支援を受けられる学校、共に学び合うことができる学校が求められていることが分かりました。

推進プラン2のとおり、学校（園）が、校長・園長のリーダーシップのもとに、特別支援教育コーディネーターを中心とした学校（園）内の支援体制の充実を重点とします。また、推進プラン3及び4の内容も踏まえ、児童生徒等一人ひとりが教育的ニーズに合った、指導・支援を受けられるようにします。学校生活支援シート・個別指導計画に基づいた指導・支援の徹底、交流及び共同学習や授業のユニバーサルデザイン化等を内容とした研修の充実を図り、誰もが分かりやすい授業、過ごしやすい学校を目指します。

本アンケートの結果は、「分かりやすい版」の内容やレイアウトに反映させました。今後も、児童生徒等の声を参考に、実態に応じた取組の推進を図ってまいります。

3 保護者の意見の反映

児童生徒等の教育的ニーズに応じた特別支援教育を進めていくために、保護者が学校または教育委員会等と情報を交換しながら、協力して支援することを目指します。そのために、保護者の声に積極的に耳を傾け、児童生徒等の実態や本計画の内容に基づいた協力体制づくりを推進します。

また、保護者だけでなく、教育・子育てに関わる多くの地域や関係者の声に耳を傾けて、より多くの方にご協力をいただきながら、児童生徒等が共生社会の担い手に必要な資質・能力を身に付けられるようにすることを目指します。

4 まとめ

特別支援教育の充実には、国や東京都の広域的な立場からの制度面、財政面を含めた支援が不可欠であることから、今後とも、適時・適切に意見や要望を伝えていくこととします。

本計画の改訂に際しては、「豊島区特別支援教育検討委員会」において、小・中学校等のPTAや関係諸機関等の意見を聴きながら検討を進めました。今後は改定した計画を着実に推進するため、同検討委員会で各年度における計画の進捗状況を点検・評価し、その結果等を次年度以降の取組に生かしていきます。